

第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議及び
第3回南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会合同会議

日時 令和7年10月1日（水）10：00～
場所 南相馬市役所 東庁舎2階第1会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議会長
南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会長

3. 会議録署名人の指名

4. 書記の指名

5. 議 事

協議事項

① 次年度以降の講演会の在り方について（合同会議） 【資料1】

② 令和7年度人権に関する講演会について（合同会議）
【資料2－1】【資料2－2】

—ここで、男女共同参画計画推進委員会事業推進部会 退席—

③ 人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画の入賞作品
の結果について（報告事項） 【資料3－1】【資料3－2】

④ 人権に関する南相馬市行動指針及び人権ハンドブックの策定
について 【資料4】【資料5】

⑤ 令和8年度人権施策実施計画（案）について 【資料6】

⑥ その他

次回開催：令和8年2月13日（金） 時間未定
東庁舎2階第3会議室

6. その他

7. 閉 会

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員名簿

令和7年5月1日現在

NO	所 属	委員名	役職等	備 考	区分
1	福島大学	まえかわ なおや 前川 直哉	准教授	※南相馬市こども政策アドバイザー	有識者
2	福島県弁護士会相馬支部	かるうじ あゆみ 唐牛 歩	弁護士		
3	南相馬市社会福祉協議会	あおき けいた 青木 圭太	課 長	副会長	関係団体
4	外国人活躍支援・国際交流協会	はたやま けいこ 畑山 慶子	理 事		
5	相馬人権擁護委員協議会	いづか ひろし 飯塚 宏	小高区事務局員	会長	
6	南相馬市小中学校長会	すずき かずのり 鈴木 一憲	校 長		
7	南相馬市区長連絡協議会	もりしま ゆういち 森島 祐一	副会長		
8	原町青年会議所	さとう こうだい 佐藤 晃大	専務理事		公募
9	公募	やまだ かずえい 山田 一栄	－		
10	公募	－	－		

【事務局】

		なかもと なおき 中本 直記	市民生活部長		
		さがら たけし 相良 毅	市民課長		
		ばば ちづこ 馬場 千津子	市民課総合相談 担当係長		
		だいらく ひろふみ 大樂 博史	主 査		

事業推進部会

No.	氏 名	役名	団 体 名	選出区分	委員履歴
1	かやま なみ 鹿 山 奈 美	部会長	社会福祉法人南相馬福祉会	福祉、子育て関係	再任
2	いわさき ちあき 岩 崎 ち あ き	委員	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	福祉、子育て関係	再任
3	かなや きよこ 金 谷 清 子	委員	南相馬市立図書館協議会	教育関係団体	再任
4	めぐろ みち たか 目 黒 道 崇	委員	一般社団法人原町青年会議所	労働、経営者団体	新任
5	あべ ゆうすけ 阿 部 祐 介	委員	福島県男女共生センター	学識経験者	新任
6	つのだ けんたろう 角 田 健 太 郎	委員	福島県教育庁相双教育事務所	学識経験者	再任
7	うめだ えいこ 梅 田 栄 子	委員		公募	再任
8	はせがわ かずこ 長 谷 川 和 子	委員	南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会	国際交流	再任

第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議及び
第3回南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会
合同会議の内容

◆合同会議

① 次年度以降の講演会の在り方について

令和7年度は「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議」と「南相馬市男女共同参画計画推進委員会」との共催で講演会を開催するが、令和8年度以降の講演会の在り方について協議をするもの。
ここで、次年度の講師についても協議したいため、講師もしくは講演の内容についてご提案をお願いします。

② 令和7年度人権に関する講演会について

10月4日（土）開催の人権に関する講演会時の役割分担等について説明をするもの。

◆ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員のみ

③ 人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画の入賞作品の結果について（報告事項）

第2回人権推進会議時に決定した入賞作品と応募者数について報告するもの。

④ 人権に関する南相馬市行動指針及び人権ハンドブックの策定について

関係課の職員で構成する「人権施策推進町内連絡会議」で協議し、策定した「人権に関する南相馬市行動指針」「人権ハンドブック」の内容についてご協議いただくもの。人権ハンドブックは職員へ周知をし、研修会に活用する予定。

⑤ 令和8年度人権施策実施計画（案）について

次年度の実施計画について、ご協議をいただくもの。

令和 8 年度以降の講演会の開催について（案）

1. 開催時期

6 月下旬から 7 月上旬を予定

※講師や会場の都合により、変更することは可

その際、人権に関する標語等の表彰式は別途行う

2. 講師の選定

各委員案・事務局案の中から委員の承認を得て決定する

3. 主催

・南相馬市男女共同参画計画推進委員会

・ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議
を主催とする。

4. 予算

人権啓発活性化委託事業で認められる分については、市民課で予算化する。

認められない一般財源の分は、財政課と協議の上、予算計上方法を決める。

※講師謝礼、印刷製本費、消耗品費、食糧費（お茶代）等々・・・

⇒財政課とは、令和 8 年度の予算編成方針が決まりましたら、協議いたします。

5. その他

- ・次年度以降も講演会に係る協議は、合同会議を開催する
- ・ポスター・チラシを作成し配布する
- ・整理券を作成し配布する
- ・QRコード読み取りによる申込方法を行う
- ・託児所の設営及び保育士の依頼を行う
- ・後援依頼は、必要に応じて行う
- ・当日の運営は各委員及び事務局で行う

令和7年度 講演会従事者一覧

資料2-1

項目	時間	配置場所	業務内容	人数	所属	氏名
準備 （前日 と 当日）	10/3 （金） 13：00 ～ 10/4 （土） 9：00 ～	西庁舎1F 総合相談担当	前日に搬入する。		総合相談・生涯学習係	
		西庁舎→会場へ荷物搬入				
		集会室	参集、挨拶、各自設営開始			
		座 席	来場者用座席（可動座席→R6は会場のシルバーさんが操作） 司会・会長・講師等の席・机用意	～3	市民課	馬場 千津子
					生涯学習課	熊耳 由美子
					生涯学習課	志賀 葵
		ステージ関係	ステージ周辺のセッティング （照明・音響・横断幕・プロジェクター等） 外看板付け、講師用駐車場所確保 （障がい者P）	～3	市民課（指揮）	大樂 博史
					市民課	大平 みのり
					生涯学習センター	シルバー
		受 付	机、配布資料等準備、アンケート入 台・回収箱設置、入賞作展示（ロ ビー）	2	市民課	松本 桂子
	市民課				大平 みのり	
	会議室・和室	講師（橋本勝也氏）・スタッフ控え 室準備	2	市民課	馬場 千津子	
				生涯学習課	志賀 葵	
	カメラマン	設営完了、進行の様子撮影	1	市民課	大樂 博史	
11：00～12：00 お昼休憩						
開場	12:00	集会室	参集		人権推進委員・男女共同委員	
	12:30	受付	来場者の受付（次第の渡し）	5	市民課	松本 桂子
					市民課	大平 みのり
					人権推進員	畑山 慶子
					男女共同委員	梅田 栄子
					男女共同委員	長谷川 和子
		託児案内	託児スタッフとの連携・託児希望者の案内	1	生涯学習課	志賀 葵
13:00	までに到着	控え室（会議室） 講師接待	3	人権推進委員	飯塚 宏	
				人権推進委員	前川 直哉	
				男女共同委員	鹿山 奈美	
開会	13：30 ～	司会	ステージ脇	1	人権推進委員	山田 一栄
		ステージ前	開会	1	男女共同参画計画推進委員会 委員長	鹿山 奈美
		ステージ前	挨拶	1	人権推進委員会 会長	飯塚 宏
講演会	13：40 ～ 15：30		講話	1	講師	橋本勝也氏
		閉会			15:30	ステージ前
託児 （当日）	12:30 ～ 16:00	託児所	託児	2	保育士（おだか認定こども園）	佐藤 香代子
					保育士（おだか認定こども園）	高野 久代
閉会后		アンケート回収	アンケートの回収、回収の案内（記入台4カ所近くに立つ）		受付従事者	
		撤収作業			関係者すべて	
	16:30	撤収完了（会場での解散もあり）				
	17:00	総合相談担当	荷物置き後、解散		事務局	

当日担当	所属課	職名	氏名
事務局	市民生活部	部長	中本 直記
	市民課	次長	相良 毅
	総合相談担当	係長	馬場 千津子
		主査	大樂 博史
		消費生活相談員	松本 桂子
		消費生活相談員	大平 みのり
	生涯学習課	課長	鈴木 隆一
		係長	熊耳 由美子
		主事	志賀 葵
従事者	人権推進委員	会長	飯塚 宏
		副会長	青木 圭太
		委員	前川 直哉
		委員	畑山 慶子
		委員	山田 一栄
	男女共同参画計画推進委員会	委員長	鹿山 奈美
		委員	岩崎 ちあき
		委員	阿部 祐介
		委員	梅田 栄子
		委員	長谷川 和子
	託児スタッフ	保育士（おだか認定こども園）	佐藤 香代子
保育士（おだか認定こども園）		高野 久代	
従事者 配置			
総 括	市民生活部	部長	中本 直記
	市民課	次長	相良 毅
	総合相談担当	係長	馬場 千津子
	生涯学習課	課長	鈴木 隆一
	生涯学習課	係長	熊耳 由美子
接待（控え室：会議室） （講師、スタッフ）	人権推進委員	会長	飯塚 宏
	人権推進委員	委員	前川 直哉
	男女共同参画計画推進委員会	委員長	鹿山 奈美
司 会	人権推進委員	委員	山田 一栄
カメラマン （カメラは市民課の借りる）	市民課	主査	大樂 博史
受 付・アンケート回収	総合相談担当	相談員	松本 桂子
	総合相談担当	相談員	大平 みのり
	人権推進委員	委員	畑山 慶子
	男女共同参画計画推進委員	委員	梅田 栄子
	男女共同参画計画推進委員	委員	長谷川 和子
会場案内	人権推進委員	委員	青木 圭太
	男女共同参画計画推進委員	委員	岩崎 ちあき
	男女共同参画計画推進委員	委員	阿部 祐介（パネル）
託児スタッフ連携	生涯学習課	主事	志賀 葵

(原町生涯学習センター 集会室)

非常口



令和 7 年度人権に関する標語及びミニデザイン画入賞者

【標語】

小学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	ふくお やまと 福尾 和	原町第三小学校	5 年生	
作品	それいいね 認め合うって あったかい			
優秀賞	ひばり せな 雲雀 聖渚	大甕小学校	4 年生	
作品	つたわるよ つないだ手から きみの声			

中学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	なかやま かた 中山 和杜	原町第一中学校	2 年生	
作品	人権は だれもが持ってる たからもの			
優秀賞	おおさく みく と 大迫 海玖斗	鹿島中学校	2 年生	
作品	手をつなぎ 未来つなぐ 人権の輪			

【ミニのぼり旗デザイン画】

小学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	えんどう の え 遠藤 プラシード乃慧	石神第二小学校	6 年生	
優秀賞	すずき よしひろ 鈴木 栄祐	高平小学校	6 年生	

中学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	こんない ゆい 根内 優衣	小高中学校	3 年生	
優秀賞	つばい ひび 坪井 響希	原町第三中学校	2 年生	

【学校賞】

小学校	南相馬市立鹿島小学校
中学校	南相馬市立原町第三中学校

令和7年度人権に関する標語及びのぼり旗デザイン画提出者数

資料3-2

◆小学校

学校名	提出者数（実人数）				予定 人数	提出 割合	応募数（標語）				応募数（デザイン）				合計 （延人数）
	4年生	5年生	6年生	計			4年生	5年生	6年生	計	4年生	5年生	6年生	計	
原一小		2	40	42	170	24.7%		2	34	36			6	6	42
原二小		35	1	36	96	37.5%		35	1	36				0	36
原三小	6	1	60	67	218	30.7%	4	1	50	55	3	1	22	26	81
高平小			17	17	59	28.8%			17	17			16	16	33
大甕小	19			19	55	34.5%	19			19			18	18	37
太田小				0	26	0.0%				0				0	0
石一小	1	1	1	3	37	8.1%			1	1	1	1	1	3	4
石二小			33	33	177	18.6%			24	24			11	11	35
鹿島小	4	31	51	86	188	45.7%		30	49	79	4	30	25	59	138
上真野小				0	32	0.0%				0				0	0
小高小				0	40	0.0%				0				0	0
計	30	70	203	303	1098	27.6%	23	68	176	267	8	32	99	139	406

◆中学校

学校名	提出者数（実人数）				予定 人数	提出割合	応募数（標語）				応募数（デザイン）				合計 （延人数）
	1年生	2年生	3年生	計			1年生	2年生	3年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
原一中	12	48		60	313	19.2%	10	42		52	4	36		40	92
原二中	1			1	167	0.6%	1			1				0	1
原三中	15	23	20	58	62	93.5%	14	22	20	56	1	1		2	58
石神中	55			55	162	34.0%				0	55			55	55
鹿島中	53	66		119	224	53.1%	53	62		115		4		4	119
小高中	8	10	8	26	29	89.7%	8	9	7	24		1	1	2	26
計	144	147	28	319	957	33.3%	86	135	27	248	60	42	1	103	351

応募点数	
人権標語	515
ミニのぼり旗	242
合計	757

応募人数	
小学生	303
中学生	319
合計	622

人権に関する南相馬市職員行動指針(案)

南相馬市では、不当な偏見や差別及び人権侵害を根絶することを目的として、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を令和5年7月に制定しました。

市民の人権尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成するためには、偏見や差別なく職務を遂行する私たち南相馬市職員の姿勢が必要です。

私たち南相馬市職員は、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、以下の指針に基づき行動します。

1. 公務員として人権尊重の責務を自覚し、人権に配慮した業務を行います。

人権尊重は公務員としての基本的な倫理です。すべての市民の権利が守られるよう業務一つひとつに人権の視点を取り入れます。制度設計や事業の実施にあたっては、市民の多様な背景や事情を考慮し、不利益を生まない公平な仕組みづくりに努めます。

2. 差別、ハラスメントや不適切な言動を見過ごさないだけでなく、思い込みや偏見への気づきを意識し、見直す柔軟性を身につけます。

人権を侵害するような状況や不適切な言動に気づいたときは、見て見ぬふりをせず行動することが重要です。自らが加害者にならないことはもちろん、見過ごすことは人権侵害の温床となるため傍観者にもならない姿勢が必要です。

また、「これまでこうだったから」ではなく、「今の社会に合っているか」を問い直し、自分自身の思い込みに気づいたときは対話や反省を通して見直す柔軟さを大切にします。

3. 人権に関する知識や感覚を高めるとともに、人権を大切にする組織文化を育てます。

その実現には、職員全体の継続的な学びとこれまで培ってきた知識や経験の振り返りが必要です。日々の業務そのものが学びの場であることを意識し、市民との関わりを通して「感じ取る力」も育みながら成長し続ける職員を目指します。

また、人権を大切にする組織文化は、一人で築くものではありません。職場の中で違和感や気づきを周囲と共有し、職場全体で積極的に人権意識を広げていきます。

南相馬市職員のための人権ハンドブック (素案)

令和7年〇月

南相馬市

【目次】

1 はじめに

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（前文抜粋）	1
南相馬市の現状（令和4年度アンケート調査結果）	2
ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画の基本理念	2
ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画の基本方針	2
参考 南相馬市 My じんけん宣言	3

2 人権に関する基本的知識について

（1）人権とは	4
（2）市職員と人権について	4

3 日常業務上での人権意識について

（1）人権に配慮した表現について	7
（2）無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）	8
（3）マジョリティ側の特権	9
ケーススタディ（想定事例）	10

4 様々な人権の課題について

（1）女性 （2）子ども （3）高齢者 （4）障がいのある人	12～14
（5）外国人 （6）インターネット （7）性的マイノリティ	15～17
（8）犯罪被害者 （9）働く人 （10）感染症	18
（11）震災等に起因する人権問題 （12）様々な人権問題	18～19

5 その他

（1）人権に関する相談	20
おわりに	

1 はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている 1948 年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。2015 年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17 の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。更に近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ 等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

本市においては、平成 23 年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)により多くの尊い命が失われ、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たに挑戦する方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

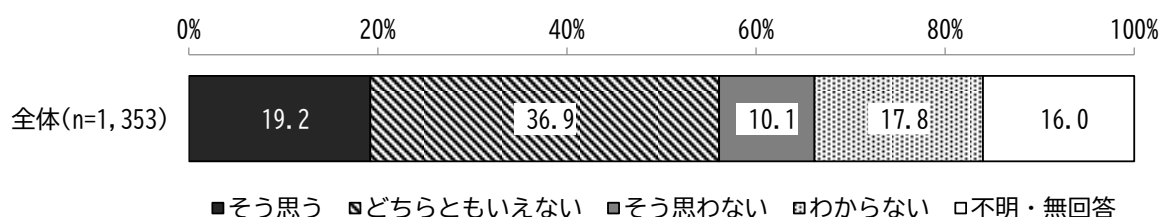
このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりよい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現します。

～ともによりよい・はぐくむ南相馬市人権条例 前文より抜粋～

◆南相馬市の現状（令和４年度アンケート調査結果）

【南相馬市は一人ひとりの人権が尊重されていると感じているか】

南相馬市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じるかについては、「どちらともいえない」が36.9%で最も高く、次いで「そう思う」が19.2%、「わからない」が17.8%となっています。



◆ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画の基本理念

- 性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティその他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。
- 全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

◆ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画の基本方針

方針 1	方針 2	方針 3	方針 4
人権教育の推進	人権啓発の推進	相談・支援体制の充実	人材の育成・確保
(1) 学校等における人権教育の推進 (2) 職場や団体、サークルにおける社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進	(1) 市民への人権啓発 (2) 企業等への人権啓発 (3) メディア等を活用した人権啓発	(1) 相談体制の充実 (2) 見守り体制の強化 (3) 人権侵害を受けた人の保護施設等の確保 (4) 不当な差別を受けた人への救済措置	(1) 行政職員及び相談員への研修 (2) 教職員への研修 (3) 医療・福祉関係者への研修 (4) 関係機関との連絡強化

参考

◆南相馬市Myじんけん宣言をしました（令和6年11月）

南相馬市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の基本理念に基づき、市民に寄り添い、必要な人権施策の推進を図っています。この取り組みの一環として、「Myじんけん宣言」を表明しました。



2 人権に関する基本的知識について

(1) 人権とは

人権とは、人が生まれながらにして持つ、人間らしく生きるための権利のことです。人種、性別、国籍、宗教、社会的地位、年齢、障害の有無などに関係なく、等しく与えられたものであり、誰一人としてその尊厳が損なわれることがあってはなりません。これらの権利は、誰にとっても等しく尊重されるべきものです。

これは、単に個人の権利を意味するだけでなく、社会全体の幸福や平和な生活を築くための基盤となります。人権が尊重される社会では、誰もが安心して生活し、それぞれの個性や能力を最大限に発揮することができます。

また、人権は、国連の「世界人権宣言」や日本の憲法で保障されており、国際的にも普遍的な価値として認識されていますが、現実にはいじめや差別など様々な人権侵害が世界中で発生しており、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合うことがより良い社会を築くために求められています。

(2) 市職員と人権について

私たち職員は、単に行政手続きだけを行う存在ではありません。人権を保障する憲法の理念を地域社会のなかで具体的に実現する「現場の担い手」としての重要な役割を担っており、市民一人ひとりが安心して生活できるようになるための「人権の守り手」であるという自覚が求められます。来庁された方が自分自身の困りごとを語り、それを職員が誠実に受け止めてともに解決へと歩んでいくような姿勢が必要です。

たとえば、支援の対象かどうかを判断するとき、形式的な確認で「この制度には該当しません」で終わらせずに、他にどのような支援ができるかを考える姿勢が市民の信頼と安心につながります。市民にとって尊重されていると感じる環境をつくるのは制度そのものだけでなく、そこに関わる職員の対応が大切になってきます。

◆公平な支援のために

各種取組が理想の利用者像に合わせて設計されている場合、そこから少し離れた方が支援を受けにくくなることもあります。これは、利用者像の設定自体には差別的な意図がなくても、結果として排除を生んでしまうものです。すべての人が同じ取組で

満足するとは限らないという前提に立ち、可能な限り多様なニーズにあわせた対応を心がけましょう。

◆苦情対応と人権配慮について

窓口では、ときに強い口調での苦情や理不尽な要求を受けることもあります。こうした状況下でも職員自身の人権を守りつつ、市民の人権にも配慮した対応が求められます。正当な範囲内で毅然とした対応をとることは必要ですが、クレームや苦情には言い方が荒くとも背景に困窮や孤独がある場合もありますので「この方は何に困っているのか？」という視点を持つことも大事です。

一方で、人権を守る職員自身の心身の健康や尊厳が確保されていないのであれば、本来の業務を継続することはできません。「過剰なサービス精神」を無理に強要しない職場文化やチームでの対応体制（複数名での対応）なども必要です。

◆ハラスメントは人権侵害です

パワー・ハラスメントとは

職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人権もしくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。

具体例：暴力、暴言、侮辱、名誉棄損、執拗な非難、威圧的な行為、無視 など

セクシュアル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる職場内外における性的な言動。（不快であるか否かの判断は、基本的に受け手がどう感じるかによって判断します。）

具体例：性的な関心・欲求、性別により差別（男のくせに～、女には～） など

妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントとは

職場における職員に対する妊娠、出産、育児休業・介護休業等の制度利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

具体例：不利益取扱いの示唆、業務上の必要性に基づかない制度利用の阻害 など

南相馬市人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画を募集しました
(ミニのぼり旗デザイン画は令和7年度から募集)

令和6年度南相馬市人権に関する標語入賞作品

- 小学生の部 最優秀賞 「わかちあう みんなでいきる このせかい」
優秀賞 「やさしさは 世界につながる 笑顔の輪」
中学生の部 最優秀賞 「認め合う みんなの個性 支え合い」
優秀賞 「世界中 みんなの笑顔で つつみたい」

令和7年度南相馬市人権に関する標語入賞作品

- 小学生の部 最優秀賞 「それいいね 認め合うって あったかい」
優秀賞 「つたわるよ つないだ手から きみの声」
中学生の部 最優秀賞 「人権は だれもが持ってる たからもの」
優秀賞 「手をつなぎ 未来へつなぐ 人権の輪」

令和7年度南相馬市人権に関するミニのぼり旗デザイン画入賞作品

小学生の部

中学生の部

最優秀賞

優秀賞

最優秀賞

優秀賞



3 日常業務上での人権意識について

(1) 人権に配慮した表現について

市民との対話の場において、言葉遣いや態度が市民からの信頼を大きく左右する重要なものであるという再認識が必要です。窓口では制度の説明や相談対応などさまざまなコミュニケーションが日常的に行われますが、私たちの言葉一つひとつが市民にとって、尊重されていると感じられるか差別されたと感じられるかの分かれ道になります。

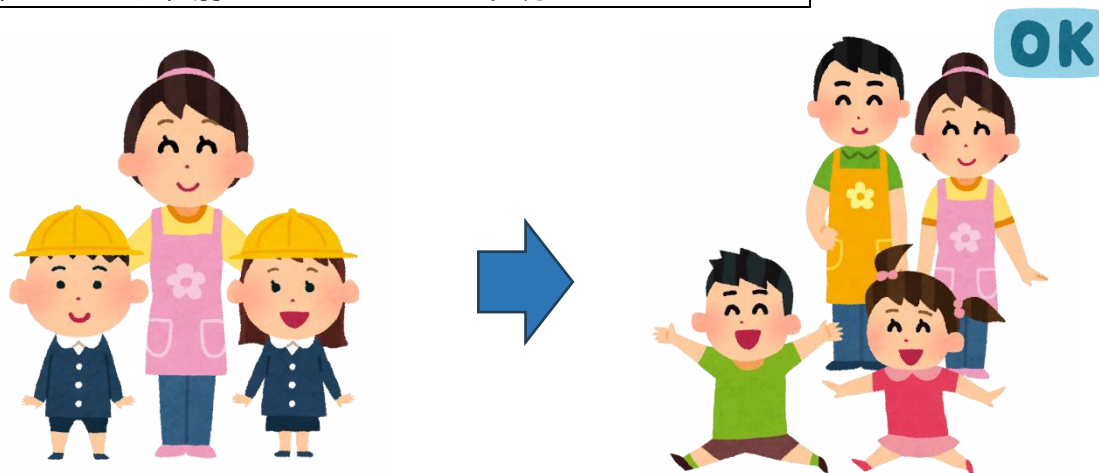
また、性別や家庭環境に関する言葉なども慎重に扱う必要があります。例えば、ご主人、奥さん、お父さんなど家族関係を前提とした言葉も本人の意向と違う可能性がありますので、ご本人、配偶者の方、保護者の方など、出来るだけ中立的な表現に置き換えましょう。何気なく使用している表現やイラストも性別等の型にはまったもので、誰かを嫌な思いにさせていないか考え直すきっかけとしてみてください。

◆何気なく使っている言葉づかいを見直してみませんか

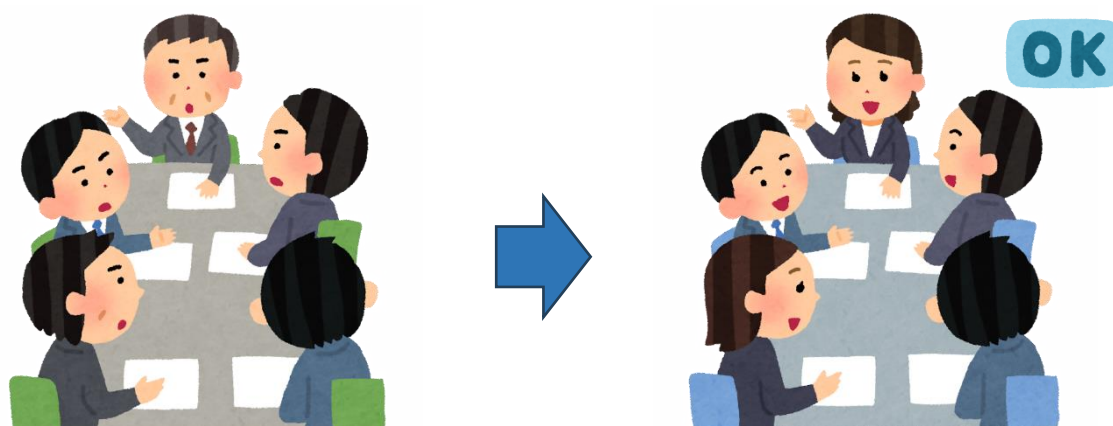
よく使われる言葉	適切な言葉	なぜ言い換えるのか？
父兄	保護者	どの性別にも対応できるように見直しましょう
サラリーマン	会社員	
片親	母子家庭、父子家庭	家族のあり方は様々になります
奥さん・主人	妻、夫、配偶者・パートナー	
女性→さん 男性→君	どちらも「さん」やフルネームなど	性別で呼び方を変える必要はありますか？
妻は名前、夫は性		
手短に	簡潔に、短時間で	障がいのある方が疎外感を感じるおそれがある
足がない	移動手段がない	

◆イメージや表現を見直してみませんか

職業において、性別による型にはまった表現になっていませんか



リーダーや指示を出す人を男性だけにしていませんか



(2) 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

「自分は差別なんてしていない」と思っている、無意識のうちに特定の人々を不利に扱ってしまうことがあります。これをアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）と呼びます。このバイアスは、私たちが育ってきた文化や教育、日常生活で接してきた様々な情報の影響などから自然に身についたものです。

たとえば、「高齢者は新しい技術が苦手だから丁寧に教えよう」「外国人で日本語がわからないかもしれないからゆっくり話そう」といった配慮は一見すると親切なように思えますが、それは相手の能力や経験を先入観で判断し出来ない前提で接している

とも言えます。

また、若い女性は窓口業務に向いている、男性だから力仕事を任せるといった考え方も役割を性別や年齢で固定する発想でもあります。意図せず人を型にはめてしまうことで、相手の可能性を奪う結果にもつながりかねません。

こうした無意識の偏見を完全になくすことは出来ないかもしれませんが、自分自身の考えや行動を客観的に振り返ることや周りの職員と気づきの共有などを通して感受性を高めていくことが重要です。

◆無意識な偏見と考えられるケース

発言・対応例	問題点	代替表現など
外国人なのに日本語が上手ですね	「本来話せないはず」という偏見が前提	日本語がとても丁寧ですねなど、能力だけに着目
（障がい者に対して）付き添いはいませんか？	「一人では対応できないはず」という決めつけ	まずは通常通りに対応。支援が必要かは相手の申出に基づいて判断
若いのにしっかりしてるね	年齢に対する偏見。「若い＝未熟」とみなしている	説明が分かりやすかった等、年齢に言及せず中身を評価
奥さんに相談されましたか？	異性愛・結婚を前提。LGBTQ+や単身者への配慮がない	パートナーの方、ご家族の方とご相談されました？包括的な表現に

（３）マジョリティ側の特権

マジョリティ（多数派）とは、その社会において人数や権力的に優位に立つ人々のことを指します。日本社会では、たとえば「日本国籍を持ち、日本語を話し、異性愛者で、健常者である」といった属性を持つ人々が、多くの場合マジョリティに該当します。こうした立場にある人々は、日常生活の中で自分たちの生活様式や価値観が社会の「標準」とされていることに気づきにくい傾向があります。

このような特権は、自覚されていないからこそ、マイノリティ（少数派）にとっての困難が見過ごされやすくなります。たとえば、異性愛者は恋人や配偶者の話題を公にすることに抵抗が少ないかもしれませんが、LGBTQ+の方々にとってはそれが職場での差別や偏見の対象になりかねないという不安を抱えている場合もあります。

市役所という公共空間では、制度や表現、接遇のあり方が「誰にとっての基準か？」を常に問い直す必要があります。多様な市民が等しく利用できる行政であるためには、マジョリティの立場にある人たちが「自分たちにとっては当たり前のことだが、他の誰かにとって当たり前とは限らない」ことを意識する必要があります。

ケーススタディ（マジョリティ側が起こしがちな想定事例）

○付き添いの方と一緒に来庁された方への対応

高齢者が付き添いの方と一緒に窓口を訪れました。職員は本人にではなく、会話が円滑に進む付き添いの方ばかりに話しかけ、本人の話を聞こうとしませんでした。

問題点：付き添いされている方を最初から対応の対象外とみなしてしまっている。

対応を工夫すべき点としては、まず本人に声をかけることや本人の情報の理解状況を確認することなどが考えられます。

※日本語が得意ではない外国出身の方が配偶者と一緒に窓口を訪れた際に、日本語が流ちょうな配偶者ばかりに話しかけるようなケースも同様と考えられます。

○ひとり親家庭に対する問いかけ

各種申請で来庁した女性に対し、職員が無意識に「ご主人は来られませんか？」と尋ねました。女性が「離婚してます」と答えると、職員は「母子家庭なんですね」と周囲に聞こえる声で話しました。

問題点：家族構成を常に「父母＋子」で捉えており、プライバシーへの配慮も欠如。

対応を工夫すべき点としては、世帯主の方はどなたですか？などと尋ねることやセンシティブな話題は小声で話す、家庭環境の確認は申請目的の範囲内で最小限にとどめることが考えられます。

Q. あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

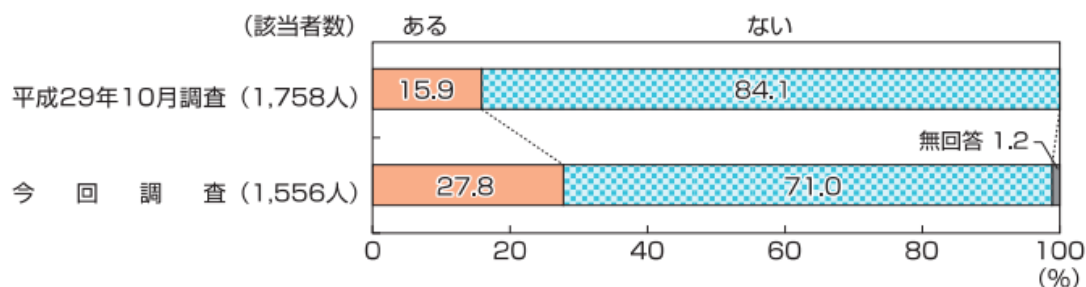


図3 人権侵害の経験

人権が侵害されたと思ったことのある人は27.8%に増加している。また、人権が侵害されたことが「ある」と答えたうち、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた者の割合が54.4%と最も多くなっている。

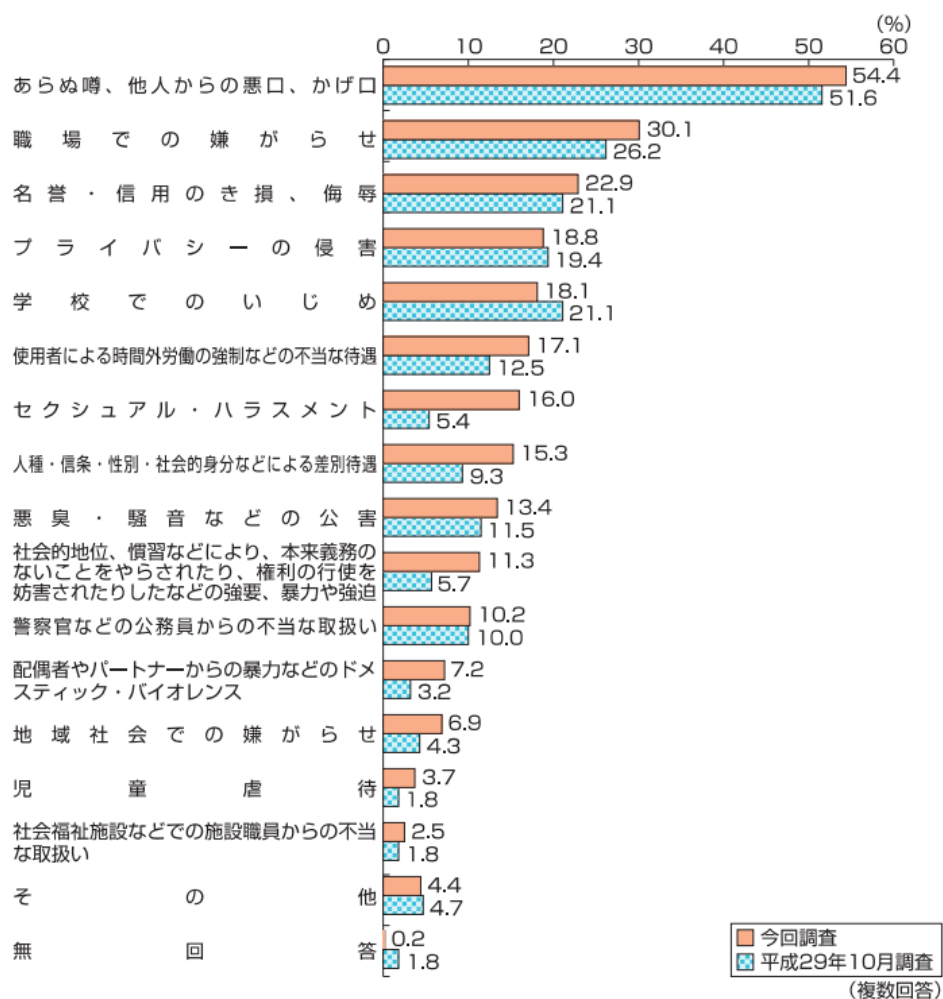


図4 (人権が侵害されたと思ったことがあると答えた者に) 人権侵害の内容

4 様々な人権課題について

(1) 女性に関する人権

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が依然として発生しています。誰もが互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

問題の重要性

配偶者からの暴力は人権を著しく侵害する重大な問題です。令和5年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（実人数）では、女性が71,331人、男性が2,741人と多くの人が被害を受けていることがわかります。

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

暴力の特徴 なぜ逃げる事が出来ないのか

- ◆恐怖感：逃げたら殺されるかもしれないという強い恐怖で家を出る決心がつかない
- ◆無力感：被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります
- ◆複雑な心理：「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっている
- ◆経済的問題：夫の収入がなければ生活することが困難で逃げるできない
- ◆子どもの問題：子どもの安全や就学の問題などが気になり逃げる事が出来ない
- ◆失うもの：夫から逃げる場合、仕事を辞めたり、人間関係を失うものが大きい

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報 より

(2) 子どもに関する人権

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などの子どもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。子どもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く。投げ落とす、激しく揺さぶる。やけどを負わせる。 など

性的虐待

性器などをさわろうとする。性的行為を見せる。性的な写真の被写体にする。 など

ネグレクト

病院につれていかない。食事を与えない。置き去りにする。酷く不潔にする。 など

心理的虐待

「生まれてこなければよかった」など、言葉の暴力。きょうだい間の差別 など

周囲の人が児童虐待に気づくには？

児童虐待のサイン

説明できない不自然なアザや火傷のあとがある。衣服や身体がいつも汚れている。
急にやせた。表情が乏しい。家に帰りたがらない。親を避けている。 など

保護者に見られるサイン

家の中や外が散らかっていて、不衛生。近隣からの苦情や悪い噂が多い。
子どもを置いて外出している。人前でこどもを厳しく叱る・叩く。 など

政府広報オンライン 子育て・教育 より

（３）高齢者に関する人権

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

認知症について

「認知症」とは、様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障をきたした状態をいいます。

以下の例が複数あてはまる場合は、認知症の初期症状かもしれません。

◆認知症の初期症状

同じことを何度も言う。いつも探し物をしている。財布を盗まれたと人を疑う。

ミスが多くなった。話の辻褄が合わない。人柄が変わった。もの忘れがひどい。

周りへの気づかいがなくなり頑固になった。何をするのもおっくうになる。 など

（４）障がいのある人の人権

障害のある人が、雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うほか、障害のある人を排除しようとする優生思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶を目指し、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」に関する取組を推進することにより、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。



(5) 外国人に関する人権

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチと呼ばれ社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

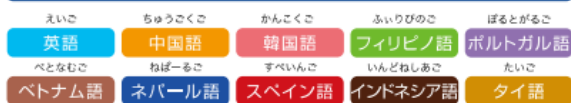
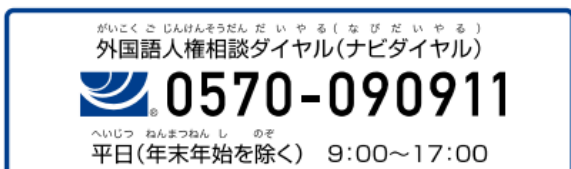
多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

法務省（外国語による人権相談）



に ほん 語 を 自 由 に 話 す こ と が で き な い 方 か ら の 人 権 相 談 に 応 じ る 専 用 の 相 談 電 話 (ナ ビ ダ イ ヤ ル) を 設 置 し て い ま す 。

この相談電話によって、全国どこからでも人権相談をお受けします。



※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



Foreign-language
Human Rights Hotline

The phone number (Navi Dial) below is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.

Foreign-language Human Rights Hotline
(Navi Dial)

0570-090911

Weekdays (closed on New Year holidays) 9:00-17:00



※Your call will be directed to the nearest Bureau to you via a multilingual interpretation service company.

※Please make sure you dial the correct number.

（６）インターネット・ＳＮＳ等に関する人権侵害

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような情報を発信又は拡散するといった悪質な事案が多数発生しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであり、決してあってはなりません。

責任ある情報発信を行うためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

インターネット利用 7 か条（警視庁）

- ・ インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
- ・ 他人のプライバシーを尊重する。
- ・ 住所・氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する。
- ・ ID・パスワードの管理を徹底する。
- ・ 他人のミスを大げさに指摘しない。
- ・ メールを送る前に、内容をよく確認する。
- ・ 面と向かって言えないことは書かない。

（７）性的マイノリティに関する人権

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別のない共生社会を実現することが必要です。

令和6年より、南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度がスタートしました。

🏳️‍🌈 令和6年5月スタート 🏳️‍🌈

南相馬市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

南相馬市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方により添います。

本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBTQ※等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。

またパートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

※LGBTQ

レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）
トランスジェンダー（Transgender：こころの性と体の性との不一致）、クエスチョニング（Questioning：性的指向
や性自認がはっきりしていない・定まっていない・どちらかに決めたくない等）の各単語の頭文字を組み合わせた
性的少数者を表す言葉のひとつです。

宣誓することができる方

【 パートナーシップ宣誓制度 】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が、市内に住所を有している
又は本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【 ファミリーシップ宣誓制度 】

- ・パートナーシップ宣誓制度の要件を満たす
宣誓者の子及び親で、同意が得られている
こと
- ・未成年の子は、少なくとも一方のパートナー
と生計が同じであること

※手続きの流れについては、南相馬市公式ホームページまたはパートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度利用の手引きをご覧ください。

市民・事業者等の皆様へのお願い

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

南相馬市役所 市民生活部市民課
窓口サービス係（総合相談担当）
〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL：0244-24-5297
FAX：0244-24-5347



(8) 犯罪被害者やその家族に関する人権

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(9) 働く人に関する人権

長時間労働、正規・非正規雇用の待遇格差、同一労働・同一賃金、性別・国籍等による待遇格差、パワー・ハラスメント、退職勧奨や不当労働等の問題に対しては、労働者の権利を保障するため様々な法整備がされている一方、働く側は、雇用主に対して働く側の権利・人権に対して主張しにくい環境にあり、この問題に関する関心を深めていくことが必要です。

(10) 新型インフルエンザ等の感染症（患者）に関する人権

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(11) 東日本大震災等の被災者に関する人権

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時においては、男女共同参画の視点により避難所を運営する等、防災の取組を行うことが必要です。

(12) 様々な人権問題

○同和問題

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み等の人権問題が依然として存在しています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○アイヌの人々

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

○ホームレス

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

○刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周囲の人々の理解と協力が重要です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

法務省ホームページより (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)

5 その他

(1) 人権に関する相談

毎月 第1火曜日 午後2時～午後4時（人権擁護委員）

第2水曜日 午後2時～午後4時（弁護士）

予約・受付

西庁舎1階 市民課（総合相談担当） 内線351 電話24-5297

(2) おわりに

市職員としての業務における人権とは、誰かの「特別な事情」ではなく、すべての人に普遍的に関わるものです。日々の業務のなかで、忙しさや慣れによって人の感情や尊厳に対する感度が鈍くなることもあるかもしれません。

しかし、ほんの一言、ちょっとした気づきで市民の大きな安心や信頼につながることもあります。このガイドブックで示したような視点をまずは「意識」することから始めてみましょう。そして出来るところから行動を変えてみてください。その積み重ねが、組織全体の文化を変えて市民と行政のより良い関係を築いていく原動力となります。

また、皆さん自身も「守られるべき人権の担い手」であることを忘れずにいてください。職員一人ひとりの尊厳が守られる組織こそが、真に人権を大切にする行政の姿なのです。

令和8年度人権施策推進事業計画（案）

資料 6

月	R8計画（案）	R7実施（及び予定）
4月	- 人権標語、ミニのぼり旗デザイン画募集 - 第1回人権推進会議 4月下旬 - 企業研修の募集	人権標語、ミニのぼり旗デザイン画募集（4月14日～5月16日）
5月	- 第2回人権推進会議 5月中旬～下旬 ※標語等の審査会 - 性的マイノリティに関する職員研修会 ※特別職・管理職・新採用職員等を予定	- 第1回人権推進会議 5/12（月）10：00～12：00 会場/東庁舎2階第3会議室 - 性的マイノリティに関する職員研修会 5/12（月）13：30～15：30 正庁ほか - 性的マイノリティに関する研修会（市内教頭会） 5/27（火）14：00～ 会場/労働福祉会館 会議室1
6月	- 人権に関する講演会 6/24予定（第3回人権推進会議） ※表彰式同時開催	- 第2回人権推進会議 6/11（水）15：00～17：00 会場/本庁舎3階第1会議室 - 標語等の審査会（第2回推進会議に併せて実施）
7月	7/3～9 南相馬市人権週間 のぼり旗設置 入選作品の掲示 原町火力発電所ライトアップ（レインボーカラー） 【新】インターネットやSNS等に関する人権侵害についての啓発 ※パンフレットを中学3年生を対象に配布	- 人権標語、ミニのぼり旗デザイン入賞者表彰式 7/3（木）16：30～ 会場/本庁舎3階第1会議室 7/3～9 南相馬市人権週間 のぼり旗設置 入選作品の掲示 原町火力発電所ライトアップ（レインボーカラー）
8月		企業研修 8/28（木）16：30～17：30
9月		
10月	第4回人権推進会議 10月上旬予定（次年度計画等について）	- 第3回人権推進会議（次年度計画について） 10/1（水）10：00～12：00 会場/東庁舎2階第1会議室 - 人権に関する講演会（第4回人権推進会議）10/4（土）13：30～ 会場/サンライフ南相馬
11月		
12月		人権施策推進計画中間報告依頼（関係各課へ）
1月		
2月	第5回人権推進会議	第5回人権推進会議（人権推進計画中間報告の状況等） 2/13（金）時間未定 会場/東庁舎2階第3会議室
3月		